



広報

かみかわ

6

2022 No.199

■ 2022年4月30日現在（外国人含む）
人の動き 人口 10,794 男 5,112 女 5,682 先月比（男+13 女+14）
■ 4月中の異動（人） 転入 60 転出 22 出生 2 死亡 13

写真：中村の法楽寺で、33年ぶりに御本尊が開扉されました。
5月3日には、子どもたちによる稚児行列が行われました！

- P 2 特集 **2022 かみかわの教育**
- P 6 民間の宅地開発に対する補助金制度
- P 7 大雨に備える
- P 8 児童手当制度が一部変更
- P10 福祉医療費助成制度

- P12 ケーブルテレビアンケート結果
- P17 お役立ち情報
- P18 すこやか情報
- P20 公民館へ行こう
- P22 暮らしの情報

2022 かみかわの教育

問 教育課 ☎34-0212

① 基本理念

**ふるさとを愛し ころろ豊かで
自立する かみかわ 神河の人づくり**

～夢や志を持ち、たくましく生きる力を育てる～

しっかり **かん**がえる
じぶんを **み**がく
ゆたかに **かん**じる
ころろで **わ**かる

② めざす人間像

- ◎知徳体の調和がとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
- ◎共に支えあいながら、自らの明日を切り拓き、神河の未来を担う人
- ◎ふるさとを愛し、伝統と文化を尊重しつつ、創造力や挑戦する心、共生の心を持って生き生きと活動する人

③ めざす教育目標

- ①基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力を育てる。
- ②生命を尊び、他者への思いやりや寛容の心、人権を尊重する精神を持ち、多様な人々と豊かに共生する態度を育てる。
- ③自然や生活の中で遊びや体験活動、交流活動を深め、幅広い知識や教養、柔軟なコミュニケーション能力を培い、豊かな社会性を身に付ける態度を育てる。
- ④体力・運動能力の向上と食習慣や健康に関する意識の涵養を図り、心身の調和がとれた健やかな体づくりに取り組む態度を育てる。
- ⑤生涯学習としての学びの機会や場を充実させ、ハートのふれあうひと・まちづくりを通じて、学び続ける態度を育てる。
- ⑥地域の歴史文化や伝統を大切にし、地域の活動等に積極的に関わろうとする、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う心を育てる。

④ 本年度の重点目標

学びに向かう力を高める

「思考力・判断力・表現力の育成」

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の向上

「自立する力の育成」

自分の生活をコントロール・管理・改善する力の育成

「体力の向上」

体力・運動能力の向上の推進

学びを広げる力を高める

- ふるさと学習の推進
- 歴史文化遺産の保存・整備
- 学びを広げるための人材育成



学校(園)教育の推進

学びに向かう力を高める

基本方針 ①

「生きる力」を育む教育の推進

実践目標

- ① 学びあう「確かな学力」の育成
- ② 支えあう「豊かな心」の育成
- ③ 育みあう「健やかな体」の育成
- ④ 兵庫型「キャリア教育」の推進
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 幼児期の教育の充実
- ⑦ 心るさと学習の推進

具体的実践事項

- ① 学びあう「確かな学力」の育成
 - 学力向上の推進
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 - 家庭学習の充実
 - 国際理解を深める教育の推進
 - 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進

- 英語の実践的な運用能力の育成
- 理数教育の充実
- 科学技術人材育成のための理数教育の充実
- 観察・実験の指導力の向上

読書活動の推進

- 読書への関心の高揚と習慣の定着
- 情報活用能力の育成
- 発達段階に応じた情報活用能力の育成
- 情報モラル・セキュリティ意識の育成

かがみかわトレーニング
カーミン読書
学校司書の配置
家庭学習の手引き



② 支えあう「豊かな心」の育成

- 兵庫型「体験教育」の推進
- 幼児児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成
- 発達段階に応じた本物に親しむ体験活動の推進
- 持続可能な社会の担い手を育成する環境教育の推進
- 道徳教育の推進

- 他者や自己との「対話」による道徳教育の推進
- 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進
- 人権教育の推進
- 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

人権教育の推進

- 人権課題の主體的解決に向けた教育の推進
- 「兵庫の防災教育」の推進
- 「伝え」「活かし」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進
- 震災からの創造的復興の経験をいかした被災地の支援

「兵庫の防災教育」の推進

- 「伝え」「活かし」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進
- 震災からの創造的復興の経験をいかした被災地の支援

③ 育みあう「健やかな体」の育成

- 体力・運動能力向上の推進
- 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成
- 体力・運動能力向上を図る態度の育成
- 食育・健康教育・安全教育の推進
- 食育の組織的・計画的・継続的な推進
- 積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進
- 危機に対し、適切に対応できる力を育む安全教育の推進

④ 兵庫型「キャリア教育」の推進

- 体系的・系統的なキャリア教育の推進
- 小・中一貫したキャリア形成を図る取組の充実
- キャリアプランニング能力等の育成
- 社会に触れる機会の充実
- 社会参画に必要な態度や能力の育成

⑥ 幼児期の教育の充実

- 幼児期における教育の質の向上
- 幼児一人ひとりの発達の特性に応じた質の高い保育の推進
- 幼小教職員による参観、合同研修会等の連携・交流・接続の推進
- 開かれた園づくり



⑤ 特別支援教育の推進

- 連続性のある多様な学びの充実
- 教育的ニーズに応じた指導の充実
- すべての教職員の学びの継続による特別支援教育についての専門性の向上
- 進学時の引き継ぎ情報を活用した支援・指導の継続と、通常学級における特別支援教育(通級指導)の充実
- 一貫性のある支援体制の構築
- 連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実
- 特別支援教育に関する理解啓発の推進

サポート会議

- 学校・家庭・地域社会の連携に向けた取組の充実
- 地域との連携の推進

〔預かり保育〕



⑦ ふるさと学習の推進

- ふるさと意識を醸成する教育の推進
- 神河町の魅力を再認識し、ふるさと神河に誇りを持つ教育の推進
- 歴史文化に関する教育等の充実
- 人々とのふれあいを通じて地域を大切に思う心の育成

冬の自然体験

(小1・小4・中2)

神河ふるさと学習

基本方針 ②

学びを支える環境の充実

実践目標

① 教職員の資質・実践的指導力の向上

- ② 学校の組織力の強化
- ③ 修学環境の整備・充実
- ④ 家庭と地域が連携した教育の推進

具体的実践事項

① 教職員の資質・実践的指導力の向上



質の高い教職員の育成

- 教職員の資質向上研修の充実
- 教職員としての心構えの確立
- 教職員の働き方改革の推進
- ワーク・ライフ・バランスに配慮のある職場環境づくり

町教職員研修会

生活アンケート(小6・中3)

教職員自己評価アンケート

② 学校の組織力の強化

- 組織的効率的な学校運営の推進
- 学校評価を活用した運営改善と評価結果の公表

③ 修学環境の整備・充実

- 安全・安心な教育環境整備の推進
- 老朽化対策、トイレ改修、空調設備の充実
- 子どもの安全を守る体制の推進
- ICT等の先進的な学習基盤の整備
- 「主体的・対話的で深い学び」を支援するICT環境の整備

教育活動アンケート

適応指導教室の設置と支援の充実

④ 家庭と地域が連携した教育の推進

- 家庭の教育力の向上
- 家庭への情報提供
- 親としての学びへの支援
- 「地域とともにある学校」づくりの推進
- 開かれた学校づくり
- 地域全体で子どもを育てる環境づくり

学校施設長寿命化計画

GIGAスクール構想の推進

④ 家庭と地域が連携した教育の推進

- 児童保育クラブ
- 第2期神河町子ども・子育て支援事業計画

社会教育の推進

学びを広げる力を高める

基本方針 ③

人生100年を通じた学びの推進

実践目標

- ① 人権文化の根付くひと・まちづくりの推進
- ② 主体的に生きるための学びと場の充実
- ③ 郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成
- ④ 生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進
- ⑤ 青少年健全育成の推進

具体的実践事項

- ① 人権文化の根付くひと・まちづくりの推進
- 「神河町人権尊重のまち」宣言の啓発
- 一人一人の人権が尊重される社会をめざし、人権意識を育てる取組の推進
- 地区の実態に応じた人権学習支援事業への取組と人権意識の深化





啓発チラシの配布・HP掲示
啓発のぼり旗掲揚
地区別人権教室
人権啓発講演会
各校園の人権教育実践発表会
神人教・西人教・兵人教・全人
教大会への参加
人権・青少年健全育成合同大会
人権啓発ポスターや標語の募集
人権文集「かがみかわの子」の発行
人権みつけた心の窓写真展の開催
人権学習支援事業

②主体的に生きるための学びと場の充実

- 学びの充実
 - ・ ライフステージに応じた学びの充実
- 社会教育施設の充実
 - ・ 中央公民館・神崎公民館・児童センターきらきら館の活用推進と整備改善、地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

各種公民館事業
・ シニアカレッジ事業
・ 公演事業・ふるさと文化祭
・ 町美術展・ロビー展
・ 学生に自習室として公民館を開放

③郷土の歴史や伝統文化に親しみと誇りを感じる心の醸成

- 文化財の保存活用
 - ・ 地域創生を見据えた文化財保存活用計画の推進
 - ・ 神河町歴史文化遺産の次世代への継承
 - ・ 「神河町史」編さん事業の推進



「子育て事業おひさま」児童センターきらきら館」の活用推進

「神河町歴史文化遺産保存活用地域計画」の推進



④生涯を通じたスポーツ活動・交流の促進

- 競技スポーツ・生涯スポーツ・障がい者スポーツの推進
- 生涯スポーツの推進
- 体育施設の活用推進と整備改善

町スポーツ推進委員会
町体育協会
町スポーツクラブ21



⑤青少年健全育成の推進

- 学校・家庭・地域が協力し、関係機関との連携のもとに青少年の健全育成に向けた取組の推進
- 青少年健全育成事業の推進
- 青少年の健全育成に向けて関係機関との連携強化



神河町の子どもたち
教職員 町民 一人ひとりが

① がやきあって ② みとめあって
③ かわりあって ④ わかりあって

かがみかわの教育を創造しよう



民間の宅地開発に対する 補助金制度を創設しました

2022 JUNE
かみかわ
NEWS

問 ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

令和4年度から移住定住促進のため、宅地を造成し、分譲する民間事業者に予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金額

分譲区画1区画につき**50万円**

補助対象事業の要件（次のすべてに該当）

- (1) 補助対象事業地は、既設上下水道管を有する道路に接道すること。ただし、町と協議の上、自己の費用で上下水道管の延長または上下水道設備の整備計画がある場合は、対象となります。
- (2) 事業地は、神河町防災ハザードマップで定める、立退き避難が必要な区域、土砂災害(特別)警戒区域および山地災害危険区域以外の区域
- (3) 事業地は、農業振興地域の農用地区域外
- (4) 3区画以上の宅地分譲事業
- (5) 1区画面積が165平方メートル以上
- (6) 予定建築物の用途が、一戸建て専用住宅または一戸建て併用住宅(併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居室部分であり、玄関、台所、浴室、便所および居室を有しているもの)

交付対象者（次のすべてに該当）

- (1) 補助対象事業を行う者
- (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者
- (3) 神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)第2条各号に規定する者でないこと。

補助金をご検討されている方へ

予算に限りがありますので、補助金の活用をご検討されている方は、ひと・まち・みらい課まで事前にご連絡ください。



大雨に備える

問 住民生活課 ☎34-0963



早めの避難を!

町は、災害が発生するおそれがある場合、避難の呼びかけを行います。

近年の地球温暖化による影響で線状降水帯の発生や台風が大型化するなど、被害が発生するリスクが高まっています。自分の命を守るために、早めの避難を心掛けてください。

町から配布しているハザードマップをご覧ください、自宅が浸水や土砂災害などの危険性がある場合、ご家庭やご近所の方と、いつどこに避難をするか話し合しましょう。

警戒レベル	住民が取るべき行動	防災気象情報
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。 	早期注意情報
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。 	大雨注意報 洪水注意報等
警戒レベル 3 高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。 	大雨警報 洪水警報
警戒レベル 4 避難指示	速やかに避難先へ避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。 	土砂災害警戒情報
警戒レベル 4 までに必ず避難		
警戒レベル 5 緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。 	大雨特別警報

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難について

避難所は、さまざまな方が集まる場所です。多くの人が集まると、密閉・密集・密接の「3密」状態になることが予想され、感染のリスクが高まります。

自宅の安全が確保できる状況であれば、避難所に避難するのではなく、自宅の2階などの「在宅避難」で安全を確保しましょう。在宅での避難が難しい場合は、親戚や友人宅など受け入れてもらえる場所を検討してください。

土砂災害に警戒を!

神河町の8割は、山林であり、山すそに建ち並ぶ家屋が多くあります。山崩れや土石流が発生すると一瞬で建物を押し潰します。急に川の水がにごり、裏山から変な音（地鳴りなど）がする、土くさい臭いがするときは、速やかに自主避難をしてください。

各家庭でも最低3日分の飲料水・食料を備蓄することが大切です。いざという時は、すぐに避難できるよう、日頃からご家庭で生活必需品の備蓄に努めてください。

主な非常持ち出し品リスト	
<input type="checkbox"/> 非常食（カンパンなど）	<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 衣類・下着類・軍手
<input type="checkbox"/> ラジオ・電池	
<input type="checkbox"/> 貴重品（現金等）	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> 薬・救急セット	<input type="checkbox"/> ライター
<input type="checkbox"/> ティッシュ・哺乳瓶・紙おむつなど	

令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります

問 住民生活課 ☎34-0962

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください。

- 1 特例給付の支給にかかわる所得上限額が設けられます。
⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。
- 2 現況届の提出が不要になります。
⇒毎年6月に提出していただいていた現況届が不要になります。
提出が必要な一部の受給者については、下記(2)アをご確認ください。

○上記変更事項の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

(2) 現況届の省略について

ア 神河町では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神河町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方



- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、神河町から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は町に届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者は公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育しているものとして、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出、申請をしてください。

- ・公務員になった場合
- ・退職等により、公務員でなくなった場合
- ・公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

『がん患者アピランスサポート事業』スタートします ～医療用ウィッグ・乳房補正具(補正下着、人工乳房)の 購入費用の一部を助成します～

問 健康福祉課 ☎32-2421

がん治療をされている方の「心理的負担」を軽減するとともに、就労などの社会生活との両立を応援し、より良い療養生活を送っていただくことを目的として、対象補正具の購入費用の一部を助成します。

【対象者】

- 申請時に、神河町に住所を有し、対象補正具を令和4年4月1日以降に購入した方
- がんと診断され、その治療を受けた、または現在受けている方
- 対象者の所得要件(所得が400万円未満)を満たす方
- 過去に、兵庫県内市町から同種の助成を受けていない方

【助成の対象となる補正具、助成金額】

補正具の区分	補正具の種類	助成上限額	台数の上限
医療用ウィッグ	医療用ウィッグ	5万円	1台
乳房補正具	補正下着	1万円	1台
	人工乳房	5万円	1台

【申請方法】

「神河町がん患者アピランスサポート事業申請書」に、必要書類を添付し、健康福祉課へ申請してください。申請期限は購入翌日から90日以内です。詳しくはお問合せ・ご相談ください。

- がん治療に伴う脱毛または外科的治療等による乳房の変形を証する書類(治療方針計画書、説明書等)
- 対象補正具購入に係る領収書(申請者氏名・購入年月日・品名・金額・台数の記入があるもの)
- 住民票(世帯全員、続柄の記載されたもの)○所得証明書(所得要件を満たすことを証明できるもの)

福祉医療費助成制度 受給者の皆さまへ 問 住民生活課 ☎34-0962

受給者証の更新時期です(郵送にてお知らせします)

高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等および高齢重度障害者の各福祉医療費受給者証は、7月1日から新しくなり、現在お持ちの受給者証(有効期間 令和4年6月30日まで・サモンピンク)は使えなくなります。

福祉医療費助成制度には所得制限があり、令和3年中の所得で判定を行います。引き続き該当される方には受給者証(一部申請依頼)を、非該当になる方にはその旨の通知を6月下旬に郵送しますのでご確認ください。

また、昨年度以前に非該当になり新たに該当される方、初めて助成を受けようとされる方は、役場本庁住民生活課での申請手続きが必要となります。

高齢期移行者医療費助成制度

対象者	65歳以上69歳以下で一定の所得以下を基本として、 身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な方			
区分	負担割合	自己負担限度額(月額)		所得制限
		外来	入院等	
低所得者Ⅰ	2割	8,000円	15,000円	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)
低所得者Ⅱ	2割	12,000円	35,400円	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入と年金以外の所得の合計が80万円以下であり、かつ、日常生活動作が自立していないとされている方(要介護2以上)

重度(高齢重度)障害者医療費助成制度

対象者	身障手帳1級・2級の方 療育手帳A判定の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方		高齢重度障害者医療費助成制度は、 後期高齢者医療に加入されている方
区分	自己負担金		所得制限
	外来	入院	
一般	600円	2,400円	本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計額が23.5万円未満の方
低所得者	400円	1,600円	受給者と同世帯の全員が市町村民税非課税者で、かつ、年金収入と年金以外の所得の合計が80万円以下の方

※外来は、1医療機関ごとに月2回までの個人負担額。入院は、定率1割負担で1月の上限金額を表示。

※長期入院(連続して3か月を超えた場合)は、4か月目以降の自己負担金はありません。

※70歳から74歳までの方は、必ず高齢受給者証と限度額認定証(限度額を上回る場合)を併せて提示してください。

※精神疾患の入院・通院の治療については、この受給者証は使えません。

乳幼児等医療費助成制度

対象者	0歳児から高校3年生までの乳幼児・児童等		
区分	自己負担金		所得制限
	外来	入院	
0歳~高校3年生	なし	なし	所得制限なし(※1)

※1 受給資格についての所得制限はありませんが、令和4年1月2日以降転入された方、保護者または扶養義務者が他市町で課税されている場合は、令和4年度所得課税証明書の提出が必要です。



母子家庭等医療費助成制度

対象者	18歳に達する年度末まで、または20歳未満で高校等在学中の児童・遺児とその母、父等監護者		
区 分	自己負担金		所得制限
	外 来	入 院	
一 般	800円	3,200円	母、父、扶養義務者または養育者の所得が下記の別表1の所得制限内である方
低所得者	400円	1,600円	受給者と同世帯の全員が市町村民税非課税者で、かつ、年金収入と年金以外の所得の合計が80万円以下の方

※外来は、1医療機関ごとに月2回までの個人負担額。入院は、定率1割負担で1月の上限金額を表示。
 ※長期入院（連続して3か月を超えた場合）は、4か月目以降の自己負担金はありません。

高校生などで、重度障害者・母子家庭等の受給者証が発行される方の医療費につきましては、申請により自己負担金をお返しいたします。

学校管理下(幼稚園・保育所等含む)における災害共済給付を対象とした(独)日本スポーツ振興センター法の適用となる場合、精神疾患の入院・通院の治療、自立支援医療・育成医療等により他の医療費の助成を受けることができる場合は、これらの受給者証は使えませんのでご注意ください。

(別表1) 母子家庭等の所得制限

母子家庭など	扶養親族などの数	母等扶養義務者 限 度 額(円)
	0	1,920,000
1	2,300,000	
2	2,680,000	
3	3,060,000	
4	3,440,000	

*限度額…収入(養育費含む)から必要経費を除いた所得から児童扶養手当法に基づく控除額を除いた額

令和4年度特定医療費(指定難病)受給者証更新交付申請手続きについて 中播磨健康福祉事務所(福崎保健所) 地域保健課 ☎22-1234

特定医療費(指定難病)受給者証の更新交付を希望される方は、次のように手続きを行ってください。

1. 対象者

有効期間が令和4年10月31日まで有効の特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方で、令和4年11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方

2. 更新申請受付期間

令和4年6月13日(月)～令和4年8月19日(金) ※ 必着

※令和4年10月31日(月)まで更新申請の受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は、令和4年11月1日以降となりますので、ご注意ください。

※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛にお送りします。

案内が更新受付開始日までに届かない場合は、必ず申請窓口までご連絡ください。

※今年度は、有効期間の延長は予定しておりません。

3. 申請受付および問合せ窓口等

中播磨健康福祉事務所(福崎保健所) 地域保健課

☎22-1234 (8時45分～12時、13時～17時30分 土、日、祝除く)

4. 必要書類

患者さまの加入している健康保険証の種類や課税状況等によって必要書類が異なります。詳しくは、更新案内をご確認いただくとともに、申請窓口へお問い合わせください。

ケーブルテレビアンケート調査結果を報告します

問 神河町ケーブルテレビネットワーク ☎32-2752

神河町自主制作番組についてより良い番組とするため実施したケーブルテレビアンケートの結果を報告します。ケーブルテレビアンケートにご協力いただきありがとうございました。

結果全体についてはケーブルテレビHP(<https://www.kcni.ne.jp>)で掲載します。

【方法】

町広報誌(10月号)と一緒に全戸配布。結果878人から回答をいただきました(回収率22%)。

【結果】(主なもの)

【自主放送について】

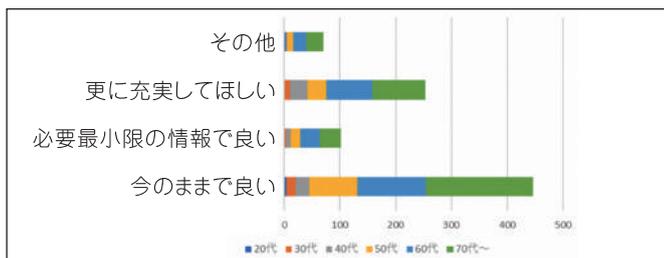
どのくらいの頻度で、「11チャンネル」をご覧になりますか？



【主なご意見】

- ・スタジオ映像が暗い
- ・加入料が高い
- ・近隣のケーブルテレビ局の放送が見たい
- ・放送回数が多い
- ・YouTubeで配信してほしい

現在、「11チャンネル」で放送している様々な番組について、今後どのように運営していけばよいと思われるか？

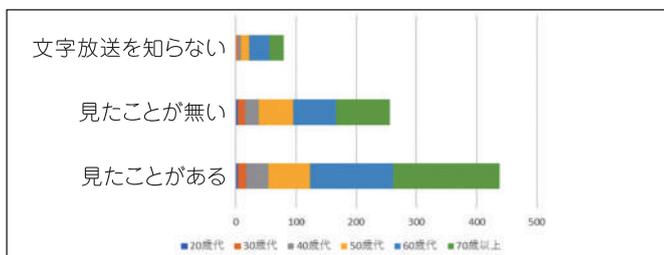


まとめ

回答の52.7%が週に1回以上視聴していただき、町のケーブルテレビとしてご認識いただいています。今後の運用については、今のままで良い50.8%、さらに充実してほしい28.8%と期待されており、今後も引き続き、ご要望を反映させながら番組制作を充実していきます。

【文字放送・インターネットについて】

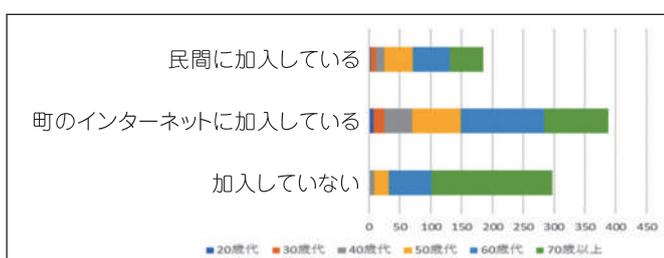
文字放送を見たことはありますか？



【主なご意見】

- ・画面の切り替わりが早い、文字を読み切れない
- ・必要性を感じない、ネットで間に合っている
- ・情報量が少ないので見飽きてしまう
- ・防災無線の情報を流してほしい

インターネットに加入していますか？



【主なご意見】

- ・インターネットのみ契約できるようにしてほしい
(現在はケーブルテレビとセット契約)
- ・回線速度の改善を望む(夜は昼間の1/10になる)
- ・料金値下げを望む(ルータ貸出、セット料金)
- ・新規加入しやすくしてほしい(初期費用の無料化)



農地の売買・転用には手続きが必要です

農業委員会からのお知らせ -大切な農地を守るために- 問 農林政策課 ☎34-0960

農地は、私たちの食料の生産に必要な大切な資源です。優良な農地を守るため、農地移動には、農地法で一定の規制がかけられています。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等をする場合や農地を住宅、駐車場、資材置場等に転用する場合は、農地法の許可が必要です。

<売買する場合>

農地を耕作目的で売買するときには、農地法第3条の許可が必要です。許可を受けずに行った売買は法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。

<転用する場合>

農地転用とは、農地を住宅用地、資材置場などに用途を変更することです。必ず事前に転用申請をして、農業委員会の審議を経て、県知事の許可を得なければいけません。

転用の申請には2つの方法があります。

- ① 自分の所有する農地を転用する場合は農地法第4条申請
- ② 他人名義の土地を買ったり借りたりして転用する場合は農地法第5条申請

※無断転用は違反です。農地転用の許可を受けず、無断で転用した場合、所有者または事業者は、原状回復命令や罰金等が科されることがあります。

農業振興地域(農振)の場合は、転用ができません!

農業振興地域(農振)制度とは、総合的に農業振興を図るために、農業にかかる公共投資や農業に関する施策を計画的に推進していく地域を指定する制度です。

そのため、ほ場整備や客土工事がされた土地などは、すべて農振に指定された農用地(田・畑・果樹園など)となり、この土地は転用して農業以外の用途に使用することができません。

しかし、経済事情の変動、その他情勢の変化により必要が生じた場合は、転用手続きの前に農振農用地からの除外の申出を行い、認められれば転用することができます。

次の内容を審議します。

- ① 申出地の位置や計画面積の妥当性
- ② 申出目的実現の確実性
- ③ 被害防除および公害の未然防止
- ④ 他法令との十分な調整

書類審査だけでなく、申出された土地のすべてについて、現地調査を実施します。

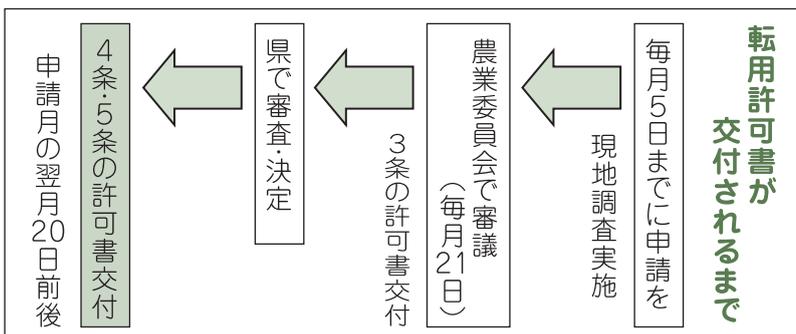
転用ではなくても、次の場合は農業委員会へ届出を!

- ・自分名義の農地に、自分の農業活動を実施するのに必要な2アール未満の農業用倉庫などを作るとき。
- ・田から畑へ、農地の形状を変えて利用するとき。
- ・相続(遺産分割・包括遺贈含む)等で、農地法の許可を要さずに農地の権利を取得したとき。

非農地証明願が交付されれば、転用申請の必要はありません。

土地登記簿の地目は、田または畑であるが、土地の状態が20年以上前から田畑でない場合で、一定の条件を満たしていれば、非農地証明書の交付を受けることができます。

証明書があれば、地目変更の登記ができますので、転用申請をする必要はありません。



6月23日～29日は「男女共同参画週間」です! 問 総務課 ☎34-0001

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日をふまえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

内閣府では、ユース世代(15～20歳)を対象に、「男性だから」「女性だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会を実現していくきっかけとなるキャッチフレーズを募集し、2,522点の中から、次の作品が選ばれました。

《令和4年度のキャッチフレーズ》

- ・最優秀作品 「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ
- ・優秀作品 じぶんを生きよう 自分の人生、自分らしく。
- ・優秀作品 あなたの色と、私の色。混ざり合ったら新しい色。



★「男女共同参画社会」って何だろう?

男女共同参画社会は、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。

「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎではありませんか?

この機会に、日常生活の中で当たり前になってしまっている男女の役割を一度見つめなおし、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生き生きと生活できる社会の実現を目指しましょう。

『交通安全優良運転者表彰』申請のご案内 問 住民生活課 ☎34-0963

令和4年度交通安全優良運転者表彰の申請時期となりました。この表彰は、県交通安全協会および神崎交通安全自家用自動車協会の表彰規定に基づき行われるもので、下表の基準に該当する方に贈られます。

1. 表彰基準

- ① 交通安全協会の会員で、右表の運転年数がある方
- ② 過去に禁錮以上の刑を受けたことのない方
- ③ 申請開始日(6月1日)から過去5年間に道路交通法違反により刑事処分または反則行為により処分を受けたことのない方
- ④ 銀賞は、銅賞受賞者でその後引続いて自動車の運転に従事し、受賞後3年を経過している方
- ⑤ 金賞は、銀賞受賞者でその後引続いて自動車の運転に従事し、受賞後3年を経過している方

賞の種類	運転年数		
	営業車	自家用車	原付自転車
金賞	15年	20年	30年
銀賞	10年	15年	20年
銅賞	5年	8年	10年

2. 添付書類

- ① 「無事故・無違反証明書」
 - ② 「運転免許証」(コピー)
- ①の「無事故・無違反証明書」は、払込取扱票(1通/670円)により、自動車安全運転センター兵庫県事務所から交付を受けます。交付に2週間程度かかりますので、交付請求は早めをお願いします。ただし、証明の日付は6月1日以降のものが必ず必要ですので注意してください。

3. 申請期日…6月20日(月)

申請書・払込取扱票は役場住民生活課、神崎支庁舎にあります。
申請書に、上記2の書類①②を添付して、期日までに申請手続きをしてください。



4. 申請書類提出先 住民生活課または健康福祉課

登下校時の巡回用自転車を購入しました 問 住民生活課 ☎34-0963

兵庫県交通災害共済組合の解散に伴い設置した交通安全対策基金を活用し、電動アシスト自転車6台、普通自転車2台を購入しました。自転車は、町内の幼稚園・小中学校で登下校時の巡回に活用されます。

通学時の交通安全に一層取り組んでいきますので、地域の皆さまも子どもたちの見守りにご協力をお願いします。

また、交通安全対策基金は自転車以外にも、交通安全啓発看板の設置や、交通安全旗の購入などに活用していきます。



▲購入した電動アシスト自転車



神河町教育委員会委員の選任

問 教育課 ☎34-0212



(故)松田郁子教育委員の後任として中野憲二氏を新たな教育委員として選任し、5月2日の第107回神河町議会臨時会において同意されましたのでお知らせします。

なお、前任の松田郁子氏におかれましては、教育委員、また社会教育指導員として、本町教育行政の振興にご尽力いただきました。

中野憲二氏(柏尾区) 任期:令和4年5月2日~令和6年12月20日

令和4年度のトライやる・ウィークを迎えるにあたって

問 教育課 ☎34-0212

学校教育目標「明るく・楽しく・伸び伸びと ~ふるさと神河を愛する生徒の育成~」

平成10年に兵庫県独自の体験活動としてスタートした「トライやる・ウィーク」は、来年で25年目を迎えます。しかし、コロナ禍以降神河中学校でも思うような活動が行えない状況が続いています。昨年度は、本来6月に実施予定だったものが11月に延期となりました。また、一昨年は、本来なら活動期間が5日間のところを、一日だけの「トライやる・アクション」という形に変えての活動となりました。一方で、この2年間は「トライやる・ウィーク」そのものを見直す機会となり、様々な問題点が浮き彫りになったことも事実です。例えば、受け入れていただく事業所を確保する難しさ、新規受け入れ事業所の開拓が困難なこと、事業所に対する5日間という期間の負担、活動に対する責任の所在、授業時数の確保等々。いずれも、学校・家庭・地域、それぞれ相互理解の上でしか成立しないことばかりです。今一度、私たち大人が原点に戻り、この活動を支える必要があると思います。

今日、豊かな自然に恵まれた神河町においても、子どもたちが外で自由に遊ぶ環境は、目に見えて狭くなっています。生身で体験できる機会が、生活の場からどんどん減り、バーチャルな世界が様々な場面で幅を利かせるようになりました。特に夏休み、私たち教師が「補導」という名目で巡回する時、中学生の姿を町中で見ることが、全くと言っていいほど無くなってしまいました。今の中学生の生活は、学校(部活)・塾・スマホ、この三つの世界で閉じられているのでしょうか。僧で作家でもある玄侑宗久さんは、「…車は無制限に増やさせて子どもは外で遊ばせず、ゲーム機に浸ることを容認し、どんどん携帯電話を持たせるのも、売りたい大人の欲と、それによって管理しやすくしたい、これだって大人の欲だ。」と著書で述べられています。「トライやる・ウィーク」が始まるきっかけとなった、神戸市須磨区連続児童殺傷事件の加害者(当時中学校2年生の少年)は、自分のことを「透明な存在」と表現しました。私たちは、他人との関係性の中でしか自分の存在は確認できません。これから5日間、事業所の方には大変お世話になります。叱る場面は叱っていただき、褒める場面では褒めていただけると有難いです。地域の方も、中学生の姿を見かけられましたら、いつものように声をかけていただけると幸いです。よろしく願いいたします。

神河町立神河中学校長 古河 享正